

東日本大震災に伴う検定料免除の臨時措置について

理 事 長 裁 定
制定 平成 2 8 年 3 月 3 1 日

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、東日本大震災に伴う検定料免除の臨時措置について次のように定める。

- 1 国立高等専門学校に入学を志願する者で、原則としてその主たる家計支持者が東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都「帰宅困難者対応」を除く）に居住していて被災した場合には、平成 2 9 年度入学者選抜においては、検定料免除申請書に下記書面（写し可）を添えて提出することにより、検定料を免除する。

なお、既に支払った検定料については、還付の申し出により返還することとする。

対象	添付書面
① 主たる家計支持者が居住する家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水含む）又は一部損壊（床下浸水含む）した場合	り災証明書等 ※居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明するもの。
② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類（死亡診断書等）
③ 主たる家計支持者の居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に指定された者	被災証明書等 ※居住地が左記区域（地点）に指定されたことを証明する書類

- 2 この裁定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 9 年度入学者選抜が終了した時に、その効力を失う。